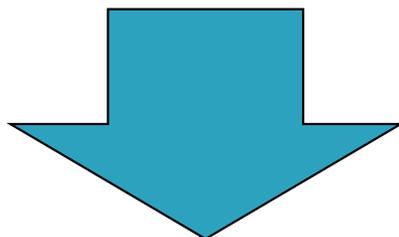


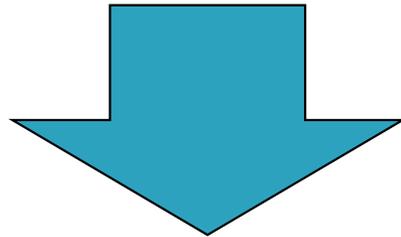
Q: 測量業者や地質調査業者と建設コンサルタントの違いは何ですか？



A:

- ひとつの構造物をつくりあげるまでには、大きく分けて、企画、計画、調査、設計および施工監理の5段階があります。
- 測量業者や地質調査業者は主に調査段階に関わり、建設コンサルタントは企画から施工監理まで全ての段階に関わります。
- 測量業者、地質調査業者、建設コンサルタントおよび建設業は、法や大臣告示により定められた業種であり、複数の業を兼業する企業も多数存在します。

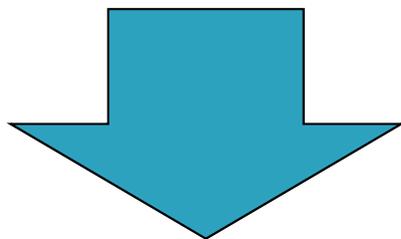
Q: 建設コンサルタントと建設業(ゼネコン)の違いは何ですか？



A:

- 建設コンサルタントは公共事業の発注者の技術的パートナーとして、企画、計画、調査、設計、施工監理に携わっています。
- これに対し建設業は設計された施設(トンネル、ダム、橋、道路など)をつくること(施工及び施工監理)を主たる業務としています。
- 建設コンサルタントは安全性や使い易さ・施工のしやすさ等についても十分考慮して設計に当たらなければなりませんし、建設業者は設計者の意図を十分汲み取って施工を進める必要があります。

Q: ゼネコン(建設業)が設計する場合はないのですか？



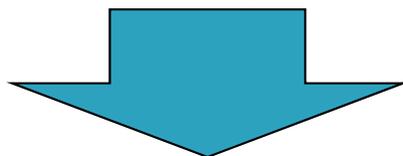
A:

- これまで国土交通省の土木事業では、コスト増加の防止、品質・安全性確保等のため、昭和34年の事務次官通達¹により設計の受託者は当該工事の入札に原則として参加できないものとされ、設計と施工を異なる者によって実施する設計施工分離が原則とされてきました。²

1)「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設業契発第26号)により廃止されたが、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)等により同趣旨の規定がなされている。

2)現在は、設計・施工一括発注方式が試行されており、ゼネコンが設計する場合があります。

Q: 建設関連業にはどのような資格制度があるのか？



A: 技術士、測量士など、各種資格制度があります。

これらの資格は受注時の要件となっている場合があります。

資格名	資格区分	認定機関	登録者数
技術士(建設部門) http://www.engineer.or.jp/	国家資格	文部科学省	約32,400人 (平成23年3月末時点)
測量士 http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN/SHIKEN-top.htm	国家資格	国土地理院	約22万人 (平成23年3月末時点)
測量士補 http://www.gsi.go.jp/LAW/SHIKEN/SHIKEN-top.htm	国家資格	国土地理院	約48万人 (平成23年3月末時点)
RCCM(Registered Civil Engineering Consulting Manager) http://www.jcca.or.jp/qualification/rccm/index.html	民間資格	(社)建設コンサルタンツ協会	27,221人 (平成23年4月時点)
地質調査技士 http://www.zenchiren.or.jp/geo_comp/index.html	民間資格	(社)全国地質調査業協会連合会	13,984人 (平成23年3月末時点)

注)各資格の詳細は各々のHPをご参照下さい。